

## 輸入差止件数が 2 年連続で 2 万 8 千件超え

(令和 3 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況)

財務省は、令和 3 年の全国の税関における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

全体：輸入差止件数が 2 年連続で 2 万 8 千件超え

- 輸入差止件数は 28,270 件で、前年と比べて 6.7% 減少したものの、高水準で推移しています。
- 輸入差止点数は 819,411 点で、前年と比べて 39.1% 増加しました。

仕出国（地域）別：中国来の輸入差止件数が引き続き最多

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の 77.4%（21,885 件）を占め、引き続き高水準で推移しています。

品目別：健康や安全を脅かす危険性のある物品の輸入差止めが継続

- 使用又は摂取することにより、健康や安全を脅かす危険性のある、電気製品、医薬品、自動車付属品などの輸入差止めが続いています。
- 電気製品の輸入差止点数は 104,848 点で、前年と比べて 62.0% 増加しました。
- 医薬品の輸入差止点数は 21,502 点で、前年と比べて 579.2% 増加しました。

(注) 「輸入差止件数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。  
「輸入差止点数」は、税関が差止めた知的財産侵害物品の数です。  
例えば、1 件の輸入申告又は郵便物に、20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1 件 20 点」として計上しています。

税関は令和 4 年 11 月 28 日、150 周年を迎えます。

【問い合わせ先】財務省関税局業務課 知的財産調査室

代表：03-3581-4111（内線）5398、5572



水際で守る 日本の未来

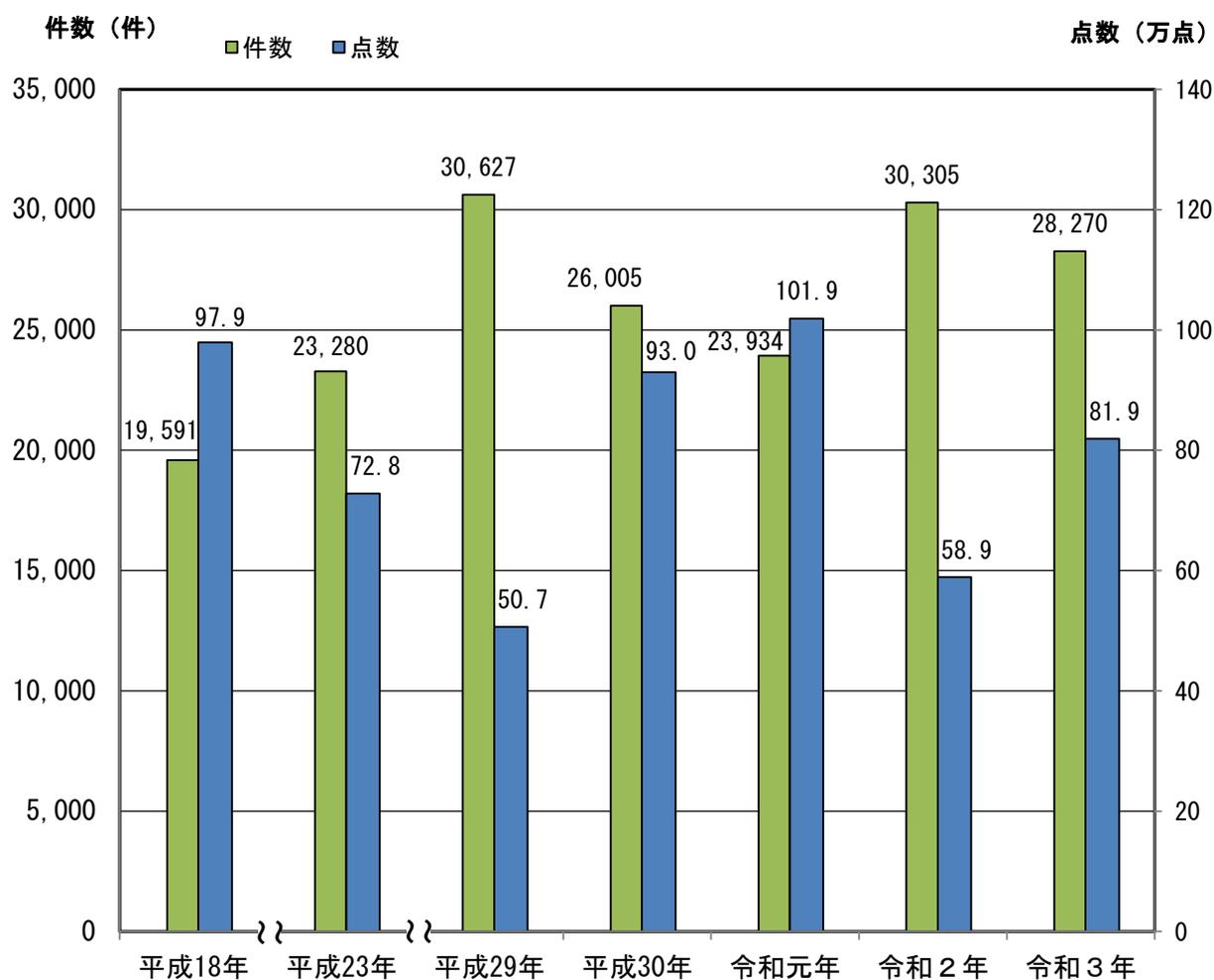
## 令和3年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（詳細）

- 輸入差止件数は、28,270件（前年比6.7%減）でした。
- 輸入差止点数は、819,411点（前年比39.1%増）でした。
- 1日平均で、77件、2,244点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになります。
- 輸入差止価額は、推計で約164億円に上ります。

（注1）「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告又は郵便物の数です。  
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。  
例えば、1件の輸入申告又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

（注2）「輸入差止価額」は、正規品であった場合の推計価額です。

### 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

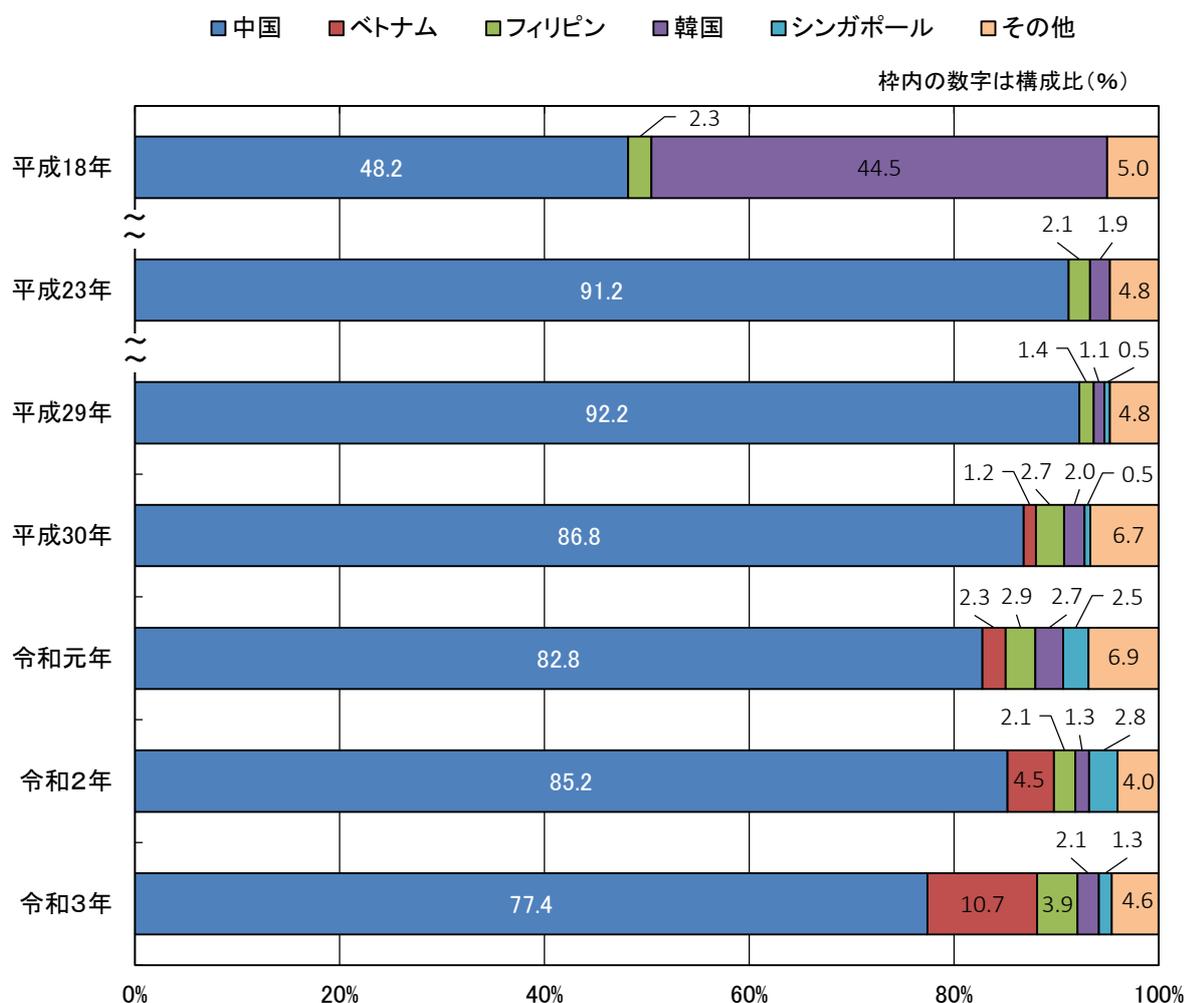


（注）令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示します。

## ○ 仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが21,885件（構成比77.4%、前年比15.3%減）で、引き続き高水準にあります。次いでベトナムが3,033件（同10.7%、同120.7%増）、フィリピンが1,112件（同3.9%、同75.1%増）、韓国が589件（同2.1%、同45.1%増）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが615,539点（構成比75.1%、前年比50.0%増）、次いでベトナムが91,303点（同11.1%、同219.0%増）、香港が38,554点（同4.7%、同33.7%減）、フィリピンが29,116点（同3.6%、同79.6%増）でした。
- 件数・点数ともに中国を仕出しとするものの構成比が依然として高くなっているほか、ベトナムを仕出しとするものが増加し、件数・点数ともに構成比が10%を超えています。

### 仕出国（地域）別 輸入差止件数構成比の推移



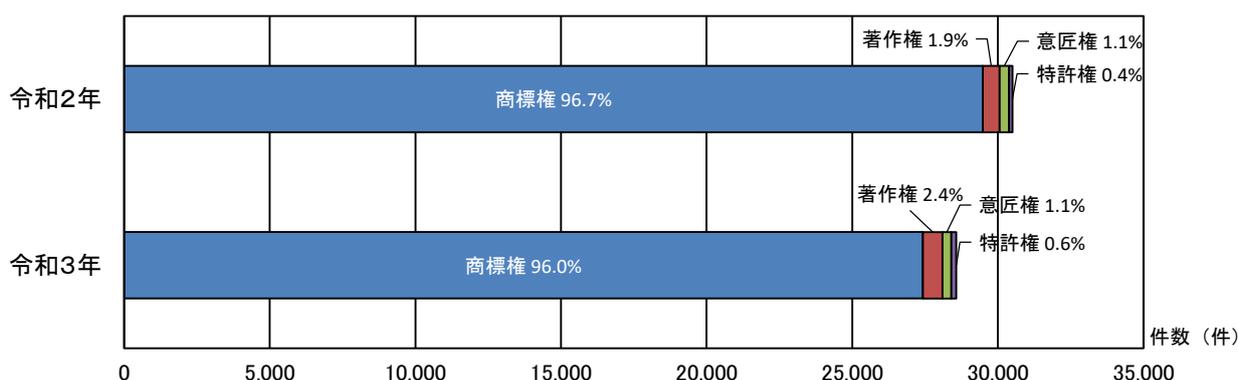
(注1) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注2) ベトナム及びシンガポールを仕出しとするものについて、0.5%未満の年は「その他」に含めます。

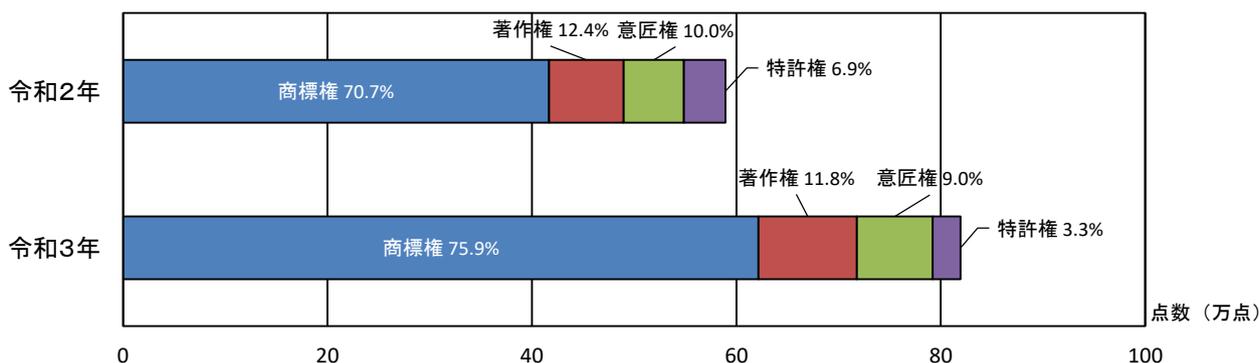
## ○ 知的財産別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が27,424件（構成比96.0%、前年比7.0%減）で、引き続き全体の大半を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が674件（同2.4%、同17.0%増）でした。
- 輸入差止点数についても、商標権侵害物品が621,684点（構成比75.9%、前年比49.2%増）で、全体の大半を占めており、次いで著作権侵害物品が96,345点（同11.8%、同31.6%増）でした。

知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数ベース）



知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数ベース）



(注1) 構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注2) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権：創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」

意匠権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」

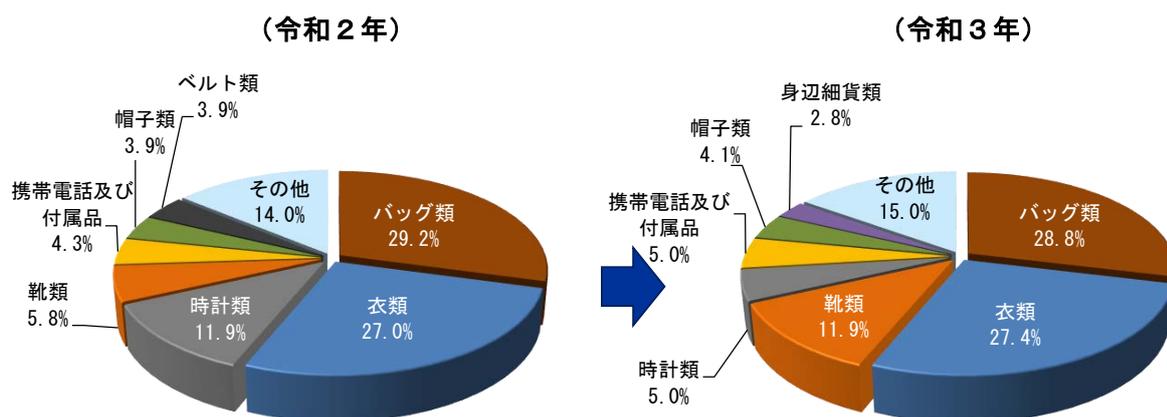
特許権：特許法に基づき特許登録された「発明」

税関では、各権利を侵害するものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

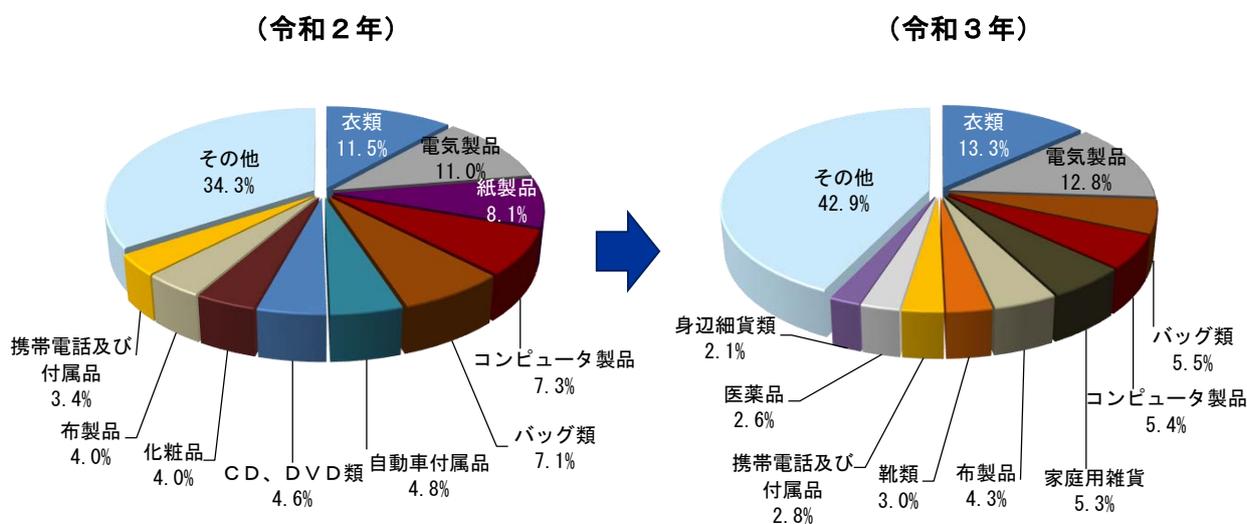
○ 品目別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、財布やハンドバッグなどのバッグ類が9,570件（構成比28.8%、前年比3.6%減）と最も多く、次いで衣類が9,088件（同27.4%、同0.9%減）、靴類が3,934件（同11.9%、同100.5%増）、時計類が1,672件（同5.0%、同58.8%減）でした。
- 輸入差止点数は、衣類が108,684点（構成比13.3%、前年比60.8%増）と最も多く、次いでイヤホンなどの電気製品が104,848点（同12.8%、同62.0%増）、バッグ類が44,984点（同5.5%、同7.1%増）、コンピュータ製品が44,110点（同5.4%、同2.8%増）でした。

品目別輸入差止実績構成比の推移（件数ベース）



品目別輸入差止実績構成比の推移（点数ベース）

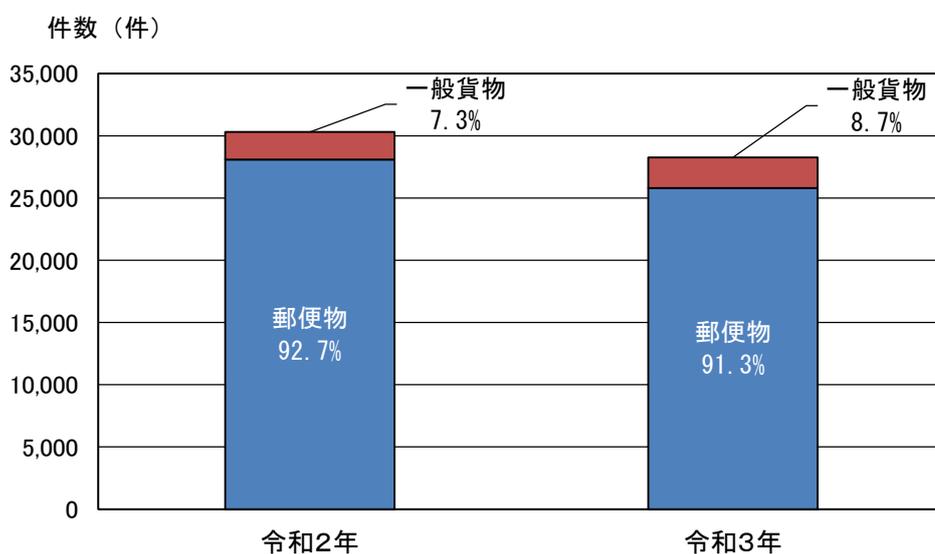


（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

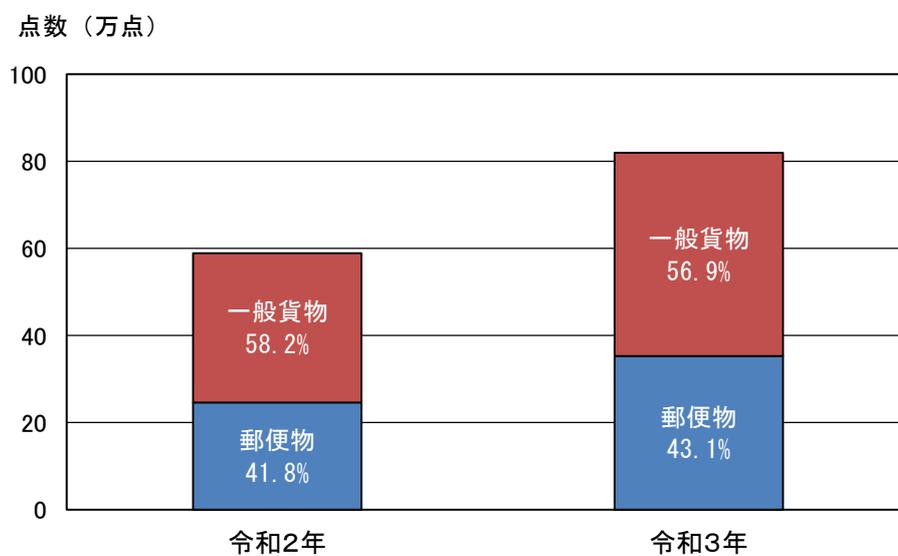
○ 輸送形態別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、郵便物が大半を占めており、郵便物が25,815件（構成比91.3%、前年比8.1%減）、一般貨物が2,455件（同8.7%、同10.8%増）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が352,991点（構成比43.1%、前年比43.4%増）、一般貨物が466,420点（同56.9%、同36.0%増）でした。

輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数ベース）



輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数ベース）



## 税関で輸入を差し止めた侵害物品の例

### ◆輸入差し止めが多い物品

衣類、イヤホン等が差止品目の上位を占めています。

スマートフォンケース(商標権)



イヤホン(意匠権)



スマートフォン等のグリップ・スタンド(特許権)



ゲーム機用操作器(意匠権)



Tシャツ(商標権)



腕時計(商標権)



バッグ(商標権)



帽子(商標権)



## 税関で輸入を差し止めた侵害物品の例（つづき）

- ◆令和3年に輸入差し止めが増加した物品  
「家庭用雑貨」、「運動用具」等の差し止めが増加しました。

クッション(著作権)



箸(商標権)



ペット用マッサージ器具(特許権)



トレーニング器具(意匠権)



薬剤の包装ラベル(商標権)



グリップテープ(商標権)



テープカセット(特許権)



ごみ箱(意匠権)



## 税関で輸入を差し止めた侵害物品の例（つづき）

◆健康や安全を脅かす危険性のある物品

これらの侵害物品の使用又は摂取は、消費者の健康や安全を脅かす危険性があります。

マスク(商標権)



バッテリー(商標権)



エアゾル生成装置のカートリッジ(特許権)



医薬品(商標権)



電気かみそり用替え刃(商標権)



姿勢保持器具(意匠権)



柱材支持具(意匠権)



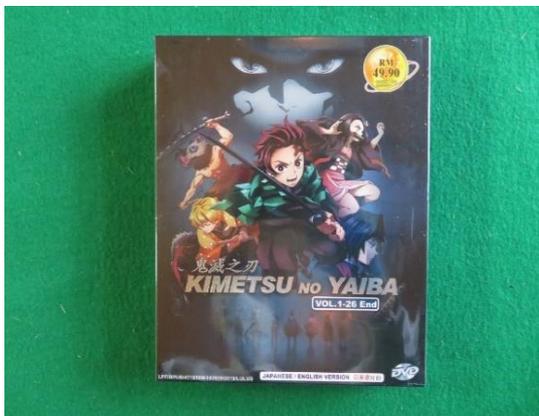
自動車用リヤラダー(意匠権)



## 告発事例

### 事例1 著作権を侵害する「鬼滅の刃」DVDの密輸入事犯を告発。

東京税関は、茨城県警察と共同調査を実施し、著作権を侵害する「鬼滅の刃」の映像が記録されたDVD（合計175セット、525枚）をマレーシアから密輸入しようとした日本人3名を関税法違反で告発しました。（令和3年2、3月）



### 事例2 商標権を侵害する充電用ケーブルの密輸入事犯を告発。

函館税関は、北海道警察と共同調査を実施し、商標権を侵害する充電用ケーブル1,000点を中華人民共和国から密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。（令和3年11月）



### 事例3 著作権を侵害する金具(チャーム)の密輸入事犯を告発。

神戸税関は、広島県警察と共同調査を実施し、著作権を侵害する金具(チャーム)252点をシンガポール共和国から密輸入しようとした日本人1名を関税法違反で告発しました。(令和3年1月)



### 事例4 商標権を侵害する衣類の密輸入事犯を告発。

名古屋税関は、愛知県警察と共同調査を実施し、商標権を侵害する衣類30点を中華人民共和国から密輸入しようとしたフィリピン人1名及び法人1社を関税法違反で告発しました。(令和3年2月)



## 差止回避工作事例

税関による差止めを回避するためと思われる工作を施した事例も見受けられます。

事例1 靴の中敷きの間に商標権を侵害する腕時計を隠匿していた事例。



(開披した状況)



(収納物を取り出した状況)



(靴の中敷きの間から腕時計を発見)



(商標権を侵害する腕時計を発見)

事例2 マッサージ器の中に商標権を侵害する腕時計を隠匿していた事例。



(開披した状況)



(マッサージ器を取り出した状況)



(マッサージ器の中)



(商標権を侵害する腕時計を発見)

事例3 他の物品の外箱の中に意匠権を侵害するイヤホンを隠匿していた事例。



(外箱の中から別の外箱等を発見)



(外箱の中身を取り出した状況)



(意匠権を侵害するイヤホンを発見)

事例4 電動ドライバーの標章部分をシールで覆い隠していた事例。



(収納物を取り出した状況)



(シールを剥がしたところ、別の標章を発見)



## (参考) 差止申立ての状況

- 令和3年末時点において税関が受理している輸入差止申立ての件数は703件で、前年に比べて0.6%増加しました。
- 知的財産別では、商標権の申立てが434件（構成比61.7%、前年比3.1%増）、次いで意匠権の申立てが123件（同17.5%、同2.4%減）、著作権の申立てが90件（同12.8%、前年と同数）、特許権の申立てが34件（同4.8%、同36.0%増）となっています。
- 輸出差止申立ての件数は、商標権9件、意匠権1件となっています。

(注) 知的財産の権利者は、自己の権利を侵害すると認める貨物が輸出又は輸入されようとする場合には、当該貨物について侵害物品かどうかを認定する手続きを執るべきことを、税関長に対し申し立てることができます。

(参考) 税関が受理している輸入差止申立ての例（写真は全て真正品）

<p>ブラザー工業株式会社 テープカセット（特許権）</p> 	<p>ソニーグループ株式会社 バッテリー（特許権）</p> 	<p>株式会社MTG ヘアアイロン（意匠権）</p> 
<p>株式会社オークローンマーケティング 空気冷却器（意匠権）</p> 	<p>株式会社マーナ 手提袋（意匠権）</p> 	<p>任天堂株式会社 ぬいぐるみ（商標権）</p> 
<p>ダイソン テクノロジー リミテッド ヘアドライヤー及び付属品等（商標権）</p> 	<p>株式会社ナブラ 化粧品（商標権）</p> 	<p>アニエスベージュジャパン株式会社 かばん類（商標権）</p> 
<p>紀陽除虫菊株式会社 家庭用消臭剤（商標権）</p> 	<p>株式会社エアウィーヴ クッション（商標権）</p> 	<p>株式会社マキタ 充電器（意匠権）</p> 

## 令和3年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

### 1. 仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
中国	28,250	22,578	19,814	25,828	21,885	84.7%	77.4%
ベトナム	95	307	545	1,374	3,033	220.7%	10.7%
フィリピン	430	715	691	635	1,112	175.1%	3.9%
韓国	322	525	649	406	589	145.1%	2.1%
シンガポール	165	141	592	845	354	41.9%	1.3%
香港	828	1,150	1,012	451	335	74.3%	1.2%
タイ	163	148	154	133	240	180.5%	0.8%
台湾	55	100	70	115	209	181.7%	0.7%
オランダ	3	43	18	220	126	57.3%	0.4%
カンボジア	5	24	100	51	104	203.9%	0.4%
その他の 国（地域）	311	274	289	247	283	114.6%	1.0%
合計	30,627	26,005	23,934	30,305	28,270	93.3%	100.0%

（注1）令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示します。

（注2）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注3）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 2. 仕出国（地域）別輸入差止実績（点数）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
中国	414,946	773,460	595,421	410,405	615,539	150.0%	75.1%
ベトナム	4,932	8,847	7,577	28,621	91,303	319.0%	11.1%
香港	55,023	100,430	60,056	58,157	38,554	66.3%	4.7%
フィリピン	5,334	6,332	8,103	16,208	29,116	179.6%	3.6%
韓国	9,367	17,449	130,196	45,994	23,342	50.8%	2.8%
シンガポール	1,519	3,828	4,486	4,703	8,706	185.1%	1.1%
台湾	2,031	2,169	192,883	13,333	5,254	39.4%	0.6%
タイ	4,143	10,555	8,671	3,572	4,482	125.5%	0.5%
カンボジア	39	283	562	460	888	193.0%	0.1%
英国	150	109	785	843	341	40.5%	0.0%
その他の 国（地域）	9,266	6,213	10,140	6,923	1,886	27.2%	0.2%
合計	506,750	929,675	1,018,880	589,219	819,411	139.1%	100.0%

（注1）本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

### 3. 知的財産別輸入差止実績

上段: 件数

下段: 点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
特許権	18	6	83	116	174	150.0%	0.6%
	26,726	28,128	19,211	40,523	27,429	67.7%	3.3%
実用新案権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
意匠権	304	433	289	323	302	93.5%	1.1%
	135,135	116,597	85,684	58,867	73,953	125.6%	9.0%
商標権	30,111	25,284	23,182	29,483	27,424	93.0%	96.0%
	313,314	723,650	867,804	416,599	621,684	149.2%	75.9%
著作権	295	438	505	576	674	117.0%	2.4%
	31,564	61,199	46,113	73,230	96,345	131.6%	11.8%
著作隣接権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
回路配置利用権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
育成者権	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
不正競争防止法 違反物品	3	2	3	0	0	-	-
	11	101	68	0	0	-	-
周知表示 混同惹起品	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
著名表示 冒用品	0	1	0	0	0	-	-
	0	100	0	0	0	-	-
形態模倣品	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
営業秘密 侵害品	0	0	0	0	0	-	-
	0	0	0	0	0	-	-
技術的制限手段 無効化装置	3	1	3	0	0	-	-
	11	1	68	0	0	-	-
合計	30,627	26,005	23,934	30,305	28,270	93.3%	100.0%
	506,750	929,675	1,018,880	589,219	819,411	139.1%	100.0%

(注1) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの数の合計(のべ数)をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(注3) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

- 特許権：特許法に基づき特許登録された「発明」
- 実用新案権：実用新案法に基づき実用新案登録された物品の形状、構造等の「形あるアイデア」
- 意匠権：意匠法に基づき意匠登録された物品の形状、模様等の「デザイン」
- 商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」
- 著作権：創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」
- 著作隣接権：レコード会社により製作された「音楽CD(日本での販売が禁止されている海外版音楽CDを取締り)」
- 回路配置利用権：半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づき設定登録された「半導体集積回路の回路配置」
- 育成者権：種苗法に基づき品種登録された「植物の新品種」

不正競争防止法で輸入が規制されているものは、例えば以下のものです。

- ・ 広く認識されている他人の「商品等表示」との混同を生じさせるもの
- ・ 著名な他人の「商品等表示」を使用するもの
- ・ 他人の商品の形態を模倣するもの
- ・ 「営業秘密」として管理されている秘密情報の不正使用により生じたもの
- ・ 技術的に制限されているプログラムの実行を可能とする装置

(例：ゲーム機器において本来は使用することができない海賊版ソフトを使用できるようにする装置)

税関では、各権利を侵害するもの及び不正競争防止法で規制されているものを輸入してはならない貨物として、取締りを行っています。

#### 4. 品目別輸入差止実績（件数）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
バッグ類	12,727	9,391	9,639	9,931	9,570	96.4%	28.8%
衣類	4,581	6,093	5,949	9,166	9,088	99.1%	27.4%
靴類	3,974	3,170	1,999	1,962	3,934	200.5%	11.9%
時計類	1,898	1,613	1,193	4,057	1,672	41.2%	5.0%
携帯電話及び付属品	3,633	2,385	1,834	1,453	1,656	114.0%	5.0%
帽子類	591	779	836	1,319	1,348	102.2%	4.1%
身辺細貨類	367	455	406	569	942	165.6%	2.8%
眼鏡類及び付属品	999	369	296	473	862	182.2%	2.6%
ベルト類	473	496	840	1,313	606	46.2%	1.8%
キーホルダー類	543	423	292	485	472	97.3%	1.4%
布製品	269	318	222	221	404	182.8%	1.2%
電気製品	293	299	185	265	326	123.0%	1.0%
自動車付属品	289	310	452	672	232	34.5%	0.7%
コンピュータ製品	467	609	182	191	214	112.0%	0.6%
玩具類	98	96	123	140	200	142.9%	0.6%
その他の品目	1,627	1,640	1,746	1,745	1,671	95.8%	5.0%
合計	30,627	26,005	23,934	30,305	28,270	93.3%	100.0%

（注1）1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 5. 品目別輸入差止実績（点数）

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
衣類	40,671	45,605	48,933	67,582	108,684	160.8%	13.3%
電気製品	116,999	68,795	65,937	64,728	104,848	162.0%	12.8%
バッグ類	36,084	65,769	30,037	41,993	44,984	107.1%	5.5%
コンピュータ製品	41,944	49,423	30,477	42,914	44,110	102.8%	5.4%
家庭用雑貨	29,318	74,534	19,019	8,941	43,809	490.0%	5.3%
布製品	3,446	10,558	24,857	23,531	35,181	149.5%	4.3%
靴類	9,460	12,502	6,408	5,086	24,954	490.6%	3.0%
携帯電話及び付属品	65,085	50,461	23,745	20,043	22,855	114.0%	2.8%
医薬品	17,745	319,716	11,863	3,166	21,502	679.2%	2.6%
身辺細貨類	5,526	30,062	10,284	15,233	17,134	112.5%	2.1%
自動車付属品	14,184	17,323	15,615	28,076	16,740	59.6%	2.0%
運動用具	5,931	4,781	21,047	11,549	16,011	138.6%	2.0%
帽子類	7,097	7,496	7,588	8,243	15,597	189.2%	1.9%
キーホルダー類	7,448	11,628	10,760	9,500	12,054	126.9%	1.5%
玩具類	5,031	17,546	4,613	8,573	12,016	140.2%	1.5%
その他の品目	100,781	143,476	687,697	230,061	278,932	121.2%	34.0%
合計	506,750	929,675	1,018,880	589,219	819,411	139.1%	100.0%

（注）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 6. 輸送形態別輸入差止実績

上段: 件数

下段: 点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
郵便物	28,340	22,563	21,091	28,090	25,815	91.9%	91.3%
	220,406	522,129	180,503	246,213	352,991	143.4%	43.1%
一般貨物	2,287	3,442	2,843	2,215	2,455	110.8%	8.7%
	286,344	407,546	838,377	343,006	466,420	136.0%	56.9%
合計	30,627	26,005	23,934	30,305	28,270	93.3%	100.0%
	506,750	929,675	1,018,880	589,219	819,411	139.1%	100.0%

(注) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 7. 仕向国(地域)別輸出差止実績

上段: 件数

下段: 点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
香港	0	0	0	2	2	100.0%	50.0%
	0	0	0	1,600	3,939	246.2%	99.8%
米国	0	0	0	1	1	100.0%	25.0%
	0	0	0	10,321	6	0.1%	0.2%
中国	0	0	1	1	1	100.0%	25.0%
	0	0	1,275	45	2	4.4%	0.1%
韓国	0	0	0	1	0	全減	-
	0	0	0	356	0	全減	-
ベトナム	0	0	1	0	0	-	-
	0	0	1	0	0	-	-
フィリピン	0	14	0	0	0	-	-
	0	24	0	0	0	-	-
タイ	0	1	0	0	0	-	-
	0	2	0	0	0	-	-
合計	0	15	2	5	4	80.0%	100.0%
	0	26	1,276	12,322	3,947	32.0%	100.0%

(注) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 8. 知的財産別輸出差止実績

上段: 件数

下段: 点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
特許権	0	0	0	0	1	全増	25.0%
	0	0	0	0	1,252	全増	31.7%
商標権	0	14	2	4	3	75.0%	75.0%
	0	18	1,276	11,966	2,695	22.5%	68.3%
著作権	0	1	0	1	0	全減	-
	0	8	0	356	0	全減	-
合計	0	15	2	5	4	80.0%	100.0%
	0	26	1,276	12,322	3,947	32.0%	100.0%

(注1) 各権利で保護されているものは、例えば以下のものです。

特許権：特許法に基づき特許登録された「発明」

商標権：商標法に基づき商標登録された文字、図形等の「ロゴマークやブランド名」

著作権：創作されたキャラクターや音楽CD等の「著作物」

税関では、各権利を侵害するものを輸出してはならない貨物として、取締りを行っています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 9. 品目別輸出差止実績

上段: 件数

下段: 点数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比
化粧品	0	0	0	0	1	全増	25.0%
	0	0	0	0	2,687	全増	68.1%
電気製品	0	0	0	0	1	全増	25.0%
	0	0	0	0	1,252	全増	31.7%
自動車付属品	0	0	0	0	1	全増	25.0%
	0	0	0	0	6	全増	0.2%
時計類	0	0	0	0	1	全増	25.0%
	0	0	0	0	2	全増	0.1%
コンピュータ製品	0	0	0	3	0	全減	-
	0	0	0	1,645	0	全減	-
衣類	0	0	0	1	0	全減	-
	0	0	0	10,321	0	全減	-
バッグ類	0	13	1	1	0	全減	-
	0	16	1	356	0	全減	-
化学品	-	0	1	0	0	-	-
	-	0	1,275	0	0	-	-
CD、DVD類	0	1	0	0	0	-	-
	0	8	0	0	0	-	-
携帯電話及び付属品	0	1	0	0	0	-	-
	0	2	0	0	0	-	-
合計	0	15	2	5	4	80.0%	100.0%
	0	26	1,276	12,322	3,947	32.0%	100.0%

(注1) 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(参考1) 仕出国(地域)別輸入差止価額(推計値)

	令和2年	令和3年	構成比
中国	約86億円	約87億円	53.2%
ベトナム	約11億円	約42億円	25.7%
フィリピン	約7億円	約14億円	8.4%
香港	約18億円	約9億円	5.3%
韓国	約4億円	約6億円	3.8%
その他の国(地域)	約10億円	約6億円	3.7%
合計	約136億円	約164億円	100.0%

(注1) 正規品であった場合の推計価額です。

(注2) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(参考2) 品目別輸入差止価額(推計値)

	令和2年	令和3年	構成比
衣類	約27億円	約55億円	33.9%
バッグ類	約46億円	約50億円	30.8%
時計類	約32億円	約19億円	11.4%
身辺細貨類	約6億円	約9億円	5.5%
電気製品	約7億円	約9億円	5.5%
その他の品目	約18億円	約21億円	12.8%
合計	約136億円	約164億円	100.0%

(注1) 正規品であった場合の推計価額です。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(参考3) 輸入差止申立て件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比	新規
特許権	17	23	21	25	34	136.0%	4.8%	16
実用新案権	0	0	0	0	0	-	-	0
意匠権	107	112	119	126	123	97.6%	17.5%	15
商標権	368	401	415	421	434	103.1%	61.7%	50
著作権	99	102	96	90	90	100.0%	12.8%	4
著作隣接権	93	60	42	33	18	54.5%	2.6%	1
育成者権	1	1	1	1	1	100.0%	0.1%	1
不正競争防止法違反物品	2	2	1	3	3	100.0%	0.4%	0
周知表示混同惹起品	0	0	0	1	1	100.0%	0.1%	0
著名表示冒用品	0	0	0	0	0	-	-	0
形態模倣品	0	0	0	0	0	-	-	0
営業秘密侵害品	0	0	0	0	0	-	-	0
技術的制限手段無効化装置	2	2	1	2	2	100.0%	0.3%	0
合計	687	701	695	699	703	100.6%	100.0%	87

(注1) 各年12月31日時点において有効な輸入差止申立て件数を示しています。

(注2) 「新規」は、新たに輸入差止申立て(権利・品名・侵害理由の追加申立てを含む。)が行われ、令和3年中に受理された件数を示しています。

(注3) 1件の申立てにつき複数の知的財産に係るものがある場合は、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。

(注4) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(参考4) 輸出差止申立て件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比	構成比	新規
特許権	0	1	1	0	0	-	-	0
意匠権	0	0	0	1	1	100.0%	10.0%	0
商標権	5	7	7	9	9	100.0%	90.0%	0
合計	5	8	8	10	10	100.0%	100.0%	0

(注1) 各年12月31日時点において有効な輸出差止申立て件数を示しています。

(注2) 「新規」は、新たに輸出差止申立てが行われ、令和3年中に受理された件数を示しています。

(参考5) 旅客携帯品の任意放棄件数

(1) 知的財産別件数

左欄: 件数  
右欄: 点数

	令和2年		令和3年		前年比	
商標権	412	11,994	267	6,396	64.8%	53.3%
著作権	7	364	1	1	14.3%	0.3%
合計	419	12,358	268	6,397	64.0%	51.8%

(2) 仕出国(地域)別件数

左欄: 件数  
右欄: 点数

	令和2年		令和3年		前年比	
フィリピン	100	3,224	160	4,566	160.0%	141.6%
中国	40	1,453	36	437	90.0%	30.1%
ベトナム	193	4,130	25	773	13.0%	18.7%
韓国	39	2,198	11	146	28.2%	6.6%
タイ	27	1,133	9	122	33.3%	10.8%
その他の国(地域)	20	220	27	353	135.0%	160.5%

## (3)品目別件数

左欄:件数  
右欄:点数

	令和2年		令和3年		前年比	
	件数	点数	件数	点数	件数	点数
衣類	224	3,333	156	2,821	69.6%	84.6%
バッグ類	230	1,598	146	765	63.5%	47.9%
靴類	110	378	57	163	51.8%	43.1%
身辺細貨類	28	1,030	41	351	146.4%	34.1%
時計及び時計部品	40	233	38	137	95.0%	58.8%
帽子	42	442	25	89	59.5%	20.1%
その他の品目	202	5,344	112	2,071	55.4%	38.8%

(注) 品目別の件数について、1旅客が複数の品目に係る物品を任意放棄したときは、それぞれの品目に計上しています。

## (参考6) 簡素化手続の実施状況

	令和2年		令和3年		前年比	構成比
	件数	割合	件数	割合		
認定手続開始件数	34,128	100.0%	32,694	95.8%	95.8%	100.0%
通常手続	4,075	11.9%	5,001	15.3%	122.7%	15.3%
簡素化手続	30,053	88.1%	27,693	84.7%	92.1%	84.7%
争う旨の申出	3,696	11.1%	4,080	12.5%	110.4%	12.5%

(注) 「簡素化手続」とは、特許権・実用新案権・意匠権・営業秘密侵害品を除く知的財産に係る輸入差止申立てを対象として、対象物品が輸入されようとする場合に、まず輸入者に侵害物品に該当するか否かについて争う意思を確認し、輸入者から争う旨の申出がなければ、権利者の意見・証拠を求めることなく、当該物品が侵害物品に該当するか否かを認定する手続をいいます。

## (参考7) 専門委員意見照会件数

専門委員意見照会は、税関が差止申立ての審査の際や認定手続において知的財産を侵害しているか否かの判断が難しい等の場合に、弁護士、弁理士、学者などの学識経験者を専門委員として委嘱し、意見を求めるために実施するものです。

### (1) 知的財産別件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比
特許権	1	2	3	1	5	500.0%
実用新案権	0	0	0	0	0	-
意匠権	0	2	0	3	2	66.7%
商標権	1	1	0	1	0	全減
著作権	0	0	0	0	0	-
著作隣接権	0	0	0	0	0	-
育成者権	0	0	0	1	1	100.0%
不正競争防止法 違反物品	0	0	0	0	0	-
合計	2	5	3	6	8	133.3%

### (2) 処理別件数

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比
受理	0	2	0	3	6	200.0%
一部受理	0	0	0	0	0	-
不受理	2	2	2	3	1	33.3%
保留	0	1	1	0	0	-
(差止申立て取下げ)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	全増
該当認定	0	0	0	0	0	-
非該当認定	0	0	0	0	0	-
合計	2	5	3	6	8	133.3%

(注1) 「受理」、「一部受理」、「不受理」、「保留」は差止申立てに係る意見照会、「該当認定」、「非該当認定」は認定手続に係る意見照会の処理です。

(注2) 専門委員意見照会件数の各年への計上は、「受理」、「一部受理」、「不受理」、「保留」、「該当認定」、「非該当認定」を税関が決定した日(意見照会の中止等による取下げの場合は取下日)を基準としています。

(注3) 「保留」は、差止申立てに関し、当事者が特許権侵害の有無について争っている等の場合に、裁判所等の判断が出るまで申立ての受理・不受理を保留したものです。

**(参考8) 告発・通告処分件数**

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	前年比
告発	10	8	14	10	11	110.0%
通告処分	14	13	16	2	6	300.0%
合計	24	21	30	12	17	141.7%

(注1) 知的財産侵害物品を輸出又は輸入した者については、「10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、又は併科」されることがあります。(関税法第108条の4、第109条)

(注2) 犯則行為の情状が罰金相当であるときは、直ちに告発を行なうことなく通告処分(税関長の行政処分)を行なうこととされています。